

奈良県告示第四百二十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

令和七年三月二十五日

奈良県知事 山下 真

一 施行者の名称

宇陀市

二 都市計画事業の種類及び名称

大和都市計画下水道事業宇陀市流域関連公共下水道

三 事業施行期間

昭和五十一年三月十六日から令和十四年三月三十一日まで

四 事業地

(一) 収用の部分

昭和五十一年三月奈良県告示第六百五十号、昭和五十六年三月奈良県告示第八百三十五号、昭和六十年二月奈良県告示第七十二号、平成二年九月奈良県告示第三百五号、平成三年一月奈良県告示第五百四十六号、平成七年九月奈良県告示第二百六十七号、平成十二年七月奈良県告示第八十四号、平成十四年五月奈良県告示第九十八号及び平成三十年三月奈良県告示第五百五十号のとおり

(二) 使用の部分

昭和五十一年三月奈良県告示第六百五十号、昭和五十六年三月奈良県告示第八百五十五号、昭和六十年一月奈良県告示第六百一十一号、昭和六十年二月奈良県告示第七百十二号、昭和六十一年十一月奈良県告示第四百七十四号、平成元年七月奈良県告示第九十四号、平成二年九月奈良県告示第三百五号、平成三年一月奈良県告示第五百四十六号、平成三年九月奈良県告示第二百六十号、平成六年七月奈良県告示第七百七十六号、平成七年九月奈良県告示第二百六十七号、平成九年四月奈良県告示第四号、平成九年十二月奈良県告示第四百六十六号、平成十年一月奈良県告示第五百二十四号、平成十二年一月奈良県告示第五百号、平成十二年七月奈良県告示第八十四号、平成十三年二月奈良県告示第四百八十五号、平成十四年三月奈良県告示第五百七十九号、平成十四年五月奈良県告示第九十八号、平成十五年一月奈良県告示第四百八十九号、平成十九年三月奈良県告示第五百九十二号、平成二十四年三月

奈良県告示第五百三十九号、平成二十八年三月奈良県告示第四百九十九号及び平成三十年三月奈良県告示第五百五十号のとおり